

営農類型別の農業所得等について

平成 2 1 年 3 月

農林水産省

営農類型別の農業所得

- 統計データにより、営農類型別の農業所得をみると、主業農家における1時間当たりの農業所得は、類型により異なるものの、1,000円弱～2,000円程度。また、副業的農家では400円弱。
- 年間農業所得をみると、都府県の水田作主業農家は300万円弱と他の営農類型に比べて低くなっているが、これは経営規模の拡大が進んでいないことを反映して、年間労働時間が他の営農類型より少ないことも要因。

			1時間当たり農業所得		経営の概況 (平成19年・1戸当たり平均)		年間農業所得 (1戸当たり平均)
			平成18年	平成19年	経営耕地 面積・ 飼養(販売) 頭数	家族の農業 労働時間計	平成19年
主業農家	水田作	(都府県)	1 229 円/時	1 173 円/時	5.4 ha	2 538 時間	298 万円/年
	水田作	(北海道)	1 930	1 989	15.6	2 966	590
	畑作	(北海道)	2 508	2 413	30.0	3 858	931
	露地野菜作	(全国)	977	893	2.9	4 008	358
	施設野菜作	(全国)	995	968	2.5	5 302	513
	果樹作	(全国)	913	902	2.3	4 073	367
	酪農*	(全国)	1 131	937	39 頭	5 363	503
	肥育牛*	(全国)	2 093	1 630	64	3 256	531
	養豚*	(全国)	2 114	2 072	1 325	4 092	848
副業的農家	全類型平均	(全国)	370	355	1.3 ha	894	32

資料：農林水産省統計部「営農類型別経営統計（個別経営）」（平成16年から実施、主業農家の営農類型別平均は平成18年から公表）

注1：営農類型は、農家の販売収入のうち最も販売収入が大きい部門によりに設定している。例えば、水田作経営は稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、水田で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営をいう。

注2：営農類型別経営統計は1戸当たりの経営収支であり、様々な経営種類、作付作物等を有する農家の平均値である。

注3：農業所得＝農業粗収益－農業経営費（雇用労賃含む）である。

注4：酪農、肥育牛、養豚は、販売農家平均のデータである（*）。

注5：飼養（販売）頭数は、酪農が搾乳牛飼養頭数、肥育牛が肥育牛販売頭数、養豚が肉豚販売頭数である。

注6：販売農家とは、経営耕地が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

主業農家とは、農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。

副業的農家とは、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家。

品目別の農業所得の推移

- 統計データにより、品目別の1時間・10a当たり農業所得の推移をみると、米については低下の傾向がみられる一方、他の品目は年によって変動。
- 米については、規模拡大に伴い、単位当たり機械費や労働コスト等の低減が図られることから、大規模層の1時間・10a当たり農業所得は小規模層を大きく上回っている。

		1時間当たり所得			10a(1頭)当たり所得		
		平成8年	13年	18年	平成8年	13年	18年
米	0.5～1ha	1 432 円	878 円	426 円	63 千円	35 千円	15 千円
	5～7ha	3 058	2 630	2 518	80	55	45
だいこん(青森)		1 504	1 527	* 2 156	128	92	* 101
にんじん(千葉)		2 663	718	* 1 805	362	130	* 298
きゅうり(福島)		1 218	725	* 1 312	1 161	757	* 1 090
りんご(長野)		970	1 153	* 841	223	290	* 263
みかん(愛媛)		1 720	707	* 978	295	138	* 175
牛	乳	2 083	2 143	1 879	255	240	196
去勢若齢肥育牛		1 922	1 084	3 449	137	59	170
肥育豚		1 947	1 840	2 512	6	5	6

*：野菜・果樹については、平成16年に調査対象とする客体の面積基準等の見直しを行っているため留意が必要である。
また、県別は標本数が少ないため事例的なデータである。

資料：農林水産省統計部「米及び小麦の生産費」、「野菜・果樹品目別統計」、「品目別経営統計」、「畜産物生産費」

注1：所得＝粗収益－経営費（外部支払経費（雇用労賃含む））、1時間当たり所得＝10a(1頭)当たり所得÷10a(1頭)当たり家族労働時間である。

注2：米の農業所得には、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策等による助成額を含まない。

注3：畜産物の平成13年は平成12年度、平成18年は平成17年度のデータである。